

## 感染症の出席停止について

三重県立白山高等学校

学校感染症に罹患した場合や罹患の恐れがある場合等は、集団感染を予防するため「出席停止」になります。

学校保健安全法の第19条（出席停止）・第20条（臨時休業）に基づき措置がとられます。出席停止となる感染症と診断された場合や、医師や保健所から感染拡大防止のため登校を控えるように指示された場合は、学校での集団感染を予防するために下記の手順を行ってください。

- ①できるだけ早く担任へ連絡してください。
- ②出席停止期間は登校を控え、感染症報告書を保護者等様が記入していただき、再登校時に担任に提出してください。

### 【連絡先】

● 1年生：059-262-7101      ● 2年生：059-262-7102      ● 3年生：059-262-7103

出席停止となる主な感染症	出席停止期間
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、又は、5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（3日はしか）	発しんが消失するまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化する（かさぶたになる）まで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、のどの痛み、結膜炎などの主要症状が消退した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
その他の感染症 ・結核   ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 ・マイコプラズマ感染症 など	症状により感染の恐れがないと認めるまで

※ただし、期間については症状等により学校医・その他の医師が感染の恐れがないと認めた場合は、この通りでなくてもかまいません。